

浜松市内保険医療機関各位

浜松市役所健康福祉部 障害保健福祉課
浜松市役所こども家庭部 子育て支援課

浜松市重度心身障害者医療費助成制度及び浜松市母子家庭等
医療費助成制度の現物給付化に係る対応等について

日頃から市政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「浜松市重度心身障害者医療費助成制度」及び「浜松市母子家庭等医療費助成制度」は、本年10月1日をもちまして制度改正を行い、「自動償還払（現金給付）方式」から「現物給付方式」へ助成方式を変更いたします。

制度改正の内容を下記及び添付文書のとおりまとめ、制度周知用ポスターを同封させていただきます。

引き続き、本事業にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 重度心身障害者医療費助成及び母子家庭等医療費助成の現物給付化の概要

- ・ 基本的事項につきましては、添付の案内文書をご覧ください。
- ・ HP のご用意ができましたら、改めてご連絡をする予定です。

2 注意していただく事項について

(1) 受給者番号の変更について

- ・ 重度医療及び母子家庭等医療費助成全受給者の受給者番号が変更になります。
 - ・ 重度医療の受給者証上では、左から2桁目と3桁目の間に、－（ハイフン）が入り、レセプトへ記入する受給者番号は9桁の内、－（ハイフン）の右7桁になります。
 - ・ 母子家庭等医療費助成の受給者番号は10桁から7桁へ変更になります。
- また、世帯の番号から個人別の番号へ変更になります。

【重度医療受給者証上の受給者番号の表記の変更について】

年度（有効期間）	受給者証での受給者番号の表記
平成29年度（～H30年9月30日）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （9桁）
平成30年度（H30年10月1日～）	〇〇－7〇〇〇〇〇〇〇 （2桁+7桁）

【受給者番号を記入する書類と記入形式の変更について】

受診月	助成種別	受給者番号を記入する書類	受給者証での受給者番号の表記
H30年 9月以前 受診分	重度医療	重度障害者（児）医療費明細書	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （9桁）
	母子医療	母子家庭等医療費明細書	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （10桁）
H30年10月以降 受診分	重度医療	レセプト	7〇〇〇〇〇〇〇 （右7桁）
	母子医療		〇〇〇〇〇〇〇 （7桁）

※誤って平成30年9月受診分までの旧受給者番号をレセプトへ記載した場合は、レセプトの返戻の対象となりますのでご注意ください。なお、重度医療のレセプトへ入力していただく新しい受給者番号は必ず7から始まる7桁となります。

（2）他の公費負担医療制度の併用について

- ・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や、小児慢性特定疾患など、他の公費負担医療の受給資格がある受給者については、そちらを優先使用していただくこととなっております。また、これまで同様、一部負担金（1割等）の上限管理票への記入※をお願いいたします。

※ 自己負担額欄に、重度医療及び母子医療の自己負担金（500円）を記入しないようご注意ください。

- ・母子家庭等医療・重度医療・子ども医療の3種類のうち、複数の資格を持つ方がいても、1種類の受給者証しか持ってません。

（3）病院等で現物給付にできなかった診療分に係る調剤薬局での対応依頼について

- ・受給者証を提示しなかった等の理由により、処方箋に公費負担者番号が記載されていなかった場合であっても、受給者が重度医療の受給者証もしくは母子家庭等医療の受給者証を調剤薬局へ提示した場合は、現物給付の対応をお願いいたします。

（4）明細書作成手数料の廃止について

- ・現物給付分に関しては、併用レセプトに変更することにより重度障害者（児）医療費明細書及び母子家庭等医療費明細書を作成していただく必要が無くなりますので、各医療機関様への明細書作成手数料（94円/件）のお支払いは無くなります。

（5）過誤の取扱いについて

- ・平成30年9月受診分以前の過誤及び10月受診分以降の過誤につきまして、医療費明細書提出月分は国保連へ過誤の医療費明細書の提出をしていただき、併用レセプト提出月分はそれぞれの審査機関へのレセプトの取り下げ依頼にてご対応いただきますようお願いいたします。

3 お問い合わせ先について

- ・重度医療及び母子家庭等医療の現物給付及び併用レセプト対応に係る主な内容の問い合わせ先については、次のとおりとなりますので、適宜、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。なお、併用レセプトへの記載例につきましては静岡県国保連及び支払基金静岡支部からご連絡をさせていただく予定です。

●審査支払事務などに関すること

国保・後期高齢分…静岡県国民健康保険団体連合会（医科）Tel054-253-5540

（歯科）Tel054-253-5535

（調剤）Tel054-253-5541

（訪看）Tel054-253-5541

社会保険分……………社会保険診療報酬支払基金静岡支部 Tel054-265-3000（代表）

●浜松市における各制度の内容全般に関すること

【重度医療】障害保健福祉課 医療・就労支援G 新村・浅野 Tel053-457-2212

【母子家庭等医療】子育て支援課 手当・助成G 中村・沼田 Tel053-457-2792

●個別の受給者に関すること

下記お住まいの区の区役所社会福祉課

区	電話番号	区	電話番号
中区役所 社会福祉課	457-2057	東区役所 社会福祉課	424-0176
西区役所 社会福祉課	597-1159	南区役所 社会福祉課	425-1485
北区役所 社会福祉課	523-2898	浜北区役所 社会福祉課	585-1697
天竜区役所 社会福祉課	922-0024		

浜松市内保険医療機関及び保険薬局の皆様へ

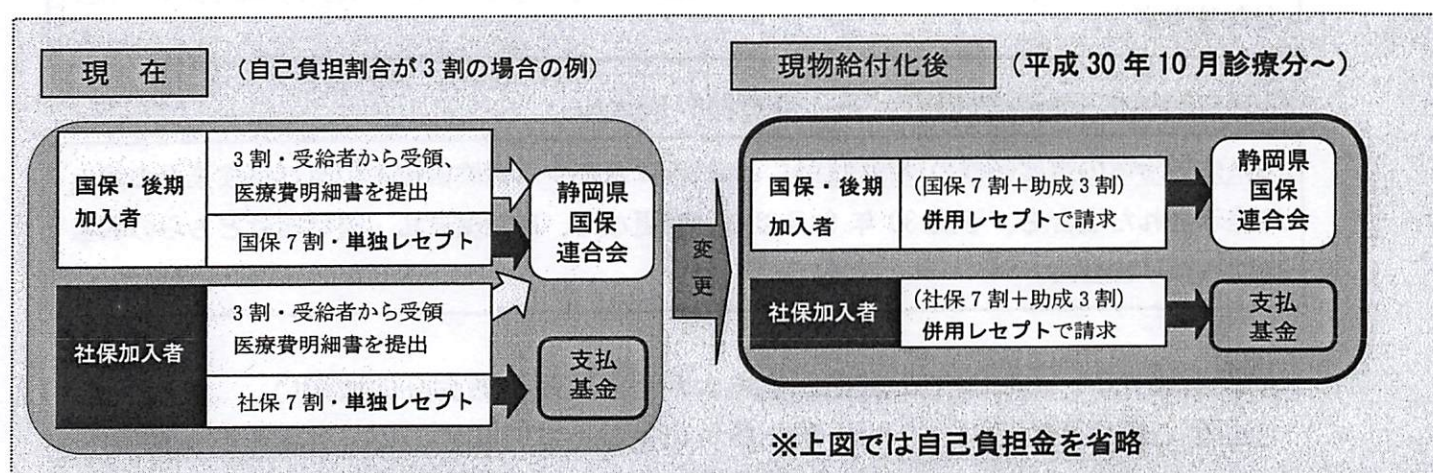
浜松市役所 障害保健福祉課
子育て支援課

浜松市では、医療費助成事業（重度医療・母子医療）の取扱い方法を、次のように変更させていただきます。

①	助成方式	現物給付方式（平成 30 年 9 月診療分までは自動償還払方式）
②	実施時期	平成 30 年 10 月診療分（11 月請求分）から実施
③	請求方法	保険との公費併用レセプトとして請求（原則、電子レセプト※）
④	請求先変更	社保分は、社会保険診療報酬支払基金静岡支部（支払基金）に変更 （H30 年 10 月以降、県国保連合会は、国保分・後期高齢者医療分を取り扱います。）
⑤	3 者公費併用レセプト実施	社保分は、社会保険診療報酬支払基金静岡支部（支払基金）に変更 （H30 年 10 月以降、県国保連合会は、国保分・後期高齢者医療分を取り扱います。）
⑥	医療機関窓口自己負担額の変更	重度医療は入院分自己負担額のみ “1 ヶ月 1 医療機関あたり 500 円” から、“1 日 1 医療機関あたり 500 円（最大 10 日・上限 5,000 円）” に変更 （重度医療の外来分は変更なく “1 ヶ月 1 医療機関あたり 500 円” のまま。 同一医療機関に同月に入院と外来があった場合、最大 5,500 円となります。） 母子医療については、“1 ヶ月 1 医療機関あたり 500 円” から変更はなし。 重度医療、母子医療ともに薬局での自己負担は 0 円。 同一の医療機関内に医科と歯科がある場合は各々 500 円ずつを負担。

※ 平成 30 年 10 月診療分以降、単独レセプトや併用レセプトについては、原則、電子レセプトを想定しています。

1. 医療費助成用レセプトの請求方法変更の流れ



2. 紙レセプトによる請求について

市内医療機関につきましては電子レセプトを原則として、これまでの重度障害者（児）医療費明細書及び母子家庭等医療費明細書を廃止しますが、電子レセプトの使用が免除されている保険医療機関等は、紙レセプトに公費負担者番号と受給者番号等を記入のうえ、公費併用レセプトとして、支払基金静岡支部または国保連合会に請求していただきます。

3. レセプトの記入方法について

準備が出来次第、下記のホームページへの掲載を予定しています。

社会保険診療報酬支払基金 HP (社保)	http://www.ssk.or.jp/
静岡県国民健康保険団体連合会 HP (国保・後期高齢者医療)	http://www.shizukokuhoren.or.jp/

4. 入院医療費にかかる自己負担の変更について

重度医療の入院医療費にかかる自己負担を、従来の“1ヶ月1医療機関あたり500円”から、“1日1医療機関あたり500円(最大10日・上限5,000円)”と変更させていただきます。変更に伴いまして医療機関窓口での自己負担額のみのお支払いをお願いいたします。

また、20歳未満の受給者の自己負担額に関しましては、従来の“1ヶ月1医療機関あたり500円”のまま据え置きとします。ただし、医療機関窓口では20歳以上の受給者と同様に“1日1医療機関あたり500円(最大10日・上限5,000円)”をお支払いいただき、500円を超える額は後日浜松市から受給者へ自動償還払いをいたします。この場合も、重度障害者(児)医療費明細書のご提出の必要はありません。

なお、母子医療の自己負担額に関しましては、“(通院・入院併せて)1ヶ月1医療機関あたり500円”から変更ありません。

5. 他市町村の重度医療および母子医療受給者証が窓口に表示された場合の取扱い

①県内自治体の受給者 → 変更ありません

①浜松市以外の自治体の当該医療の受給者証が、浜松市に所在する保険医療機関及び保険薬局の窓口に表示された場合は、平成30年9月以前と変更なく、医療費明細書により、静岡県国民健康保険団体連合会に助成分を請求していただき、従来どおり自動償還払いの取り扱いとなります。

②県外自治体の受給者の場合 → 変更ありません

②県外自治体の重度医療の受給者証が、浜松市に所在する保険医療機関及び保険薬局の窓口に表示された場合も、平成30年9月以前と変更なく、自動償還払い・現物給付どちらの取り扱いにもなりません。

6. 訪問看護ステーションでの重度医療および母子医療受給者証の取扱い

①重度医療の受給者証 → 現物給付の対象となりますので、各審査支払機関へ公費併用レセプトをご提出ください。

②母子医療の受給者証 → 医療費助成の対象外です。(変更はありません)

7. 受給者証確認のお願い

受給者証は毎回ご確認くださいようをお願いいたします。

＜ご参考＞重度心身障害者医療・母子家庭等医療費助成制度の見直し

医療機関様用 Q & A

ご質問	回答
レセプトコンピューター（レセコン）に対する案内はいつ頃を予定していますか。	レセプトコンピューター会社は非常に多くの会社があり、各医療機関様によって契約先、契約方法がさまざまです。各医療機関様からご案内をお願いしたいと思います。
レセコンの改修に掛かる費用の補助などありますか。	市単独制度とはいえ、国の制度改正と同様と考えておりますので、費用につきましては、メンテナンスなどの契約の範囲で行っていただきたいと思います。
受診する方が窓口で重度・母子の受給者証をお持ちでない場合は、どのような対応になりますか。	ご対応はこれまでと変わりません。保険負担以外の自己負担（通常 3 割）を窓口でお支払いいただきます。後日、区役所等窓口で医療費助成制度の申請をしていただきます。（償還払い）
上記質問の追加質問になりますが、受診する方が同じ月で 2 回目以降に受給者証を提示してきた場合、それ以前の自己負担分（3 割）のうち、500 円を除く本来公費負担となる部分については、病院から返金する必要はありますか。	本来、本人が受給者証を提示して初めて制度を利用することが出来ます。そのため、本人から受給者証を提示し、制度の利用を申し出てきたものにつきましては、同月中であれば、病院等窓口で精算をしていただきたいと思います。病院等でのご対応が困難でありましたら、区役所窓口で償還払い申請を行っていただくよう、ご案内をお願いします。月単位で処理方法を統一してください。
入院中に 20 歳の誕生日を迎える患者さんの入院医療費はどのようにになりますか。（重度）	誕生月の月末までは、20 歳未満とします。
入院中に加入している保険に変更があった場合、レセプトへ自己負担分はどのように記載したらいいでしょうか。（重度）	以下のとおりとなります。 ・ 10/1～10/31 入院、10/15 保険変更 変更前レセプト自己負担金 5,000 円を記載 変更後レセプト自己負担金 0 円を記載 ・ 10/1～10/31 入院、10/5 保険変更 変更前レセプト自己負担金 2,500 円を記載 変更後レセプト自己負担金 2,500 円を記載
薬局に出す処方箋について同じ月に 2 回以上行く方がいますが、2 回目以降は処方箋に重度・母子医療対象かどうか、記載が無いケースもありますが、窓口で受給者証を提示していただく必要はありますか。	原則的には、毎回受給者証を提示していただきます。しかしながら、薬局で重度・母子医療対象者かどうか、台帳で管理されていて、同じ月で同じ方が処方箋をお持ちであれば、特に確認しなくても良いと考えます。ただ、浜松市から転出したことで受給者証を返却されていないかのご確認をお願いします。
「短期証」をお持ちである場合がありますが、このようなケースについて、医療は現物給付対応でよいのですか。	「短期証」につきましては、通常の保険診療と同じ対応となりますので、医療の現物給付を行ってください。
併用レセプトに変わることで、他に変更することはありますか。	公費負担番号に変更はありません。 ・ 重度：85220028 ・ 母子：84220029 ただ、受給者番号は全て再付番となります。

	これは、末尾の番号を検証番号（チェックディジット）として使用するためです。
4 者併用レセプト以上の取扱いがある場合はどのように対応しますか。	4 者併用のケースがありましたら、個別に対応する予定です。浜松市障害保健福祉課もしくは子育て支援課までご相談ください。
調剤薬局における患者の窓口支払額は 0 円であると聞いていますが、レセプトへの記載方法はどのようにしたらよいでしょうか。	重度、母子医療費助成制度の公費負担番号の記載が必要となります。一部負担金額は 0 円と記載をお願いします。
国公費を優先することで、重度、母子医療費助成の請求額が 0 円となる場合、レセプトの公費負担者番号と公費負担額は、どのように記入すればよいでしょうか。	重度、母子医療費助成制度の対象外となりますことから、記載の必要はありません。
9 月 30 日交付の処方箋を 10 月 1 日以降に調剤薬局に持参した場合、支払方法はどのようにしますか。	平成 30 年 10 月 1 日以降有効な受給者証をお持ちであることを確認していただき、現物給付としてください。
重度・母子医療費助成制度を利用し、窓口負担額が 500 円に満たない場合、レセプトの公費負担者番号と公費負担額の記入は、必要でしょうか。	レセプトには、公費負担者番号と自己負担額の記入をお願いします。
月途中で母子医療の現物給付対象になるもの、又は受給対象外になる場合の対応はどのようになりますか。	月途中から受給開始となる場合、または資格喪失になる場合があります。この場合「公費分点数」欄等に母子医療に係る請求点数等をご記入ください。 <u>※重度医療は母子医療と異なり、受給者証の有効期間開始日は必ず月初日からとなります。</u>
静岡県内他市町の受給者の方が受診した場合の取扱いに変更はありますか。	ございません。 引き続き自動償還払での対応をお願いします。下表『平成 30 年 10 月診療（調剤）分以降における、浜松市および他市町の重度及び母子医療費～』をご覧ください。

平成30年10月診療（調剤）分以降における、

浜松市および他市町の重度及び母子医療費助成受給者が医療機関等を受診した場合の助成方式について

◇浜松市の受給者が下記の医療機関等を受給した場合

医療機関等の種類	浜松市内に所在地を有する 病院・診療所（内科・歯科） ・薬局・訪問看護ステーション	県内（浜松市外） 病院・診療所・薬局 ・訪問看護ステーション	浜松市内に所在地 を有する柔道整復	県内（浜松市外） 柔道整復	県外病院・診療所・薬局 ・訪問看護ステーション・柔道整復 及び市内外鍼灸マッサージ、 補装具等
助成方式	現物給付 （併用レセプト）	自動償還	自動償還	自動償還	償 還

◇県内他市町の受給者が下記の医療機関等を受給した場合

医療機関等の種類	浜松市内に所在地を有する 病院・診療所（内科・歯科） ・薬局・訪問看護ステーション	県内（浜松市外） 病院・診療所・薬局 ・訪問看護ステーション	浜松市内に所在地 を有する柔道整復	県内（浜松市外） 柔道整復	県外病院・診療所・薬局 ・訪問看護ステーション・柔道整復 及び市内外鍼灸マッサージ、 補装具等
助成方式	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	償 還

※上記表中の「自動償還」及び「償還」は全て単独レセプトであり、加えて自動償還は医療費明細書の提出も伴います。

※「自動償還」及び「償還」のお取扱いに関しましては、10月以降も変更ありません。

※上記表中において、訪問看護ステーションが医療費助成の対象となるのは重度医療のみです。